

施設利用会員証を発行します

会員事業所様に優待施設利用事業として『施設利用会員証』を発行いたします。

見本

表面



裏面

施設利用会員証の利用について

1. 本会員証は、表記社会保険協会の会員事業所のみ利用できます。
2. 本会員証で利用できる施設は、全国社会保険協会連合会の契約施設及び表記社会保険協会が指定した施設です。
3. 事業所名をご記入のうえご利用ください。
4. 対象施設をご利用の際は、本会員証をご持参いただき、施設から求められた際には必ずご提示ください。
5. 他の割引サービスとの併用はできません。
6. 下記有効期限を過ぎたものは使用できません。
7. その他本会員証の取扱方法等につきまして不明な点がございましたら、表記社会保険協会にお問い合わせください。

有効期限 2020年3月31日

「施設利用会員証」を希望される事業所様は、当協会ホームページから『施設利用会員証』申込書をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、宛名を記入した返信用封筒（92円切手貼付）を同封のうえ、郵送にて大阪府社会保険協会までお申し込みください。（個人様でのお申し込みはできません）

申込書到着後、内容確認のうえ、『施設利用会員証』と **契約施設内容一覧表** を同封して送付いたします。

優待利用できる施設

詳細につきましては、当協会ホームページおよび **契約施設内容一覧表** をご覧ください。

全国社会保険協会連合会の契約施設

- ホテル法華倶楽部グループ（17施設）
- 高輪・プリンスホテルグループ（4施設）
- 船員保険会（4施設）
- 湯快リゾート（27施設）
- プリンスホテル優待プラン

大阪府社会保険協会の契約施設

- かんぼの宿（50施設）
- ダイワロイヤルホテルズ（27施設）
- 関西サイクルスポーツセンター

『施設利用会員証』のご利用について

- 『施設利用会員証』は、大阪府社会保険協会の会員事業所に勤務する被保険者様とその同居のご家族のみ利用できます。
- 『施設利用会員証』は、事業所内で管理のうえ、共同利用していただきますようお願いいたします。
- 『施設利用会員証』の申込枚数については、事業所内で共同利用していただくため、1事業所10枚までをお願いいたします。（ただし、被保険者が10名以下の事業所様については、被保険者数までをお願いいたします）
- 『施設利用会員証』で利用できる施設は、全国社会保険協会連合会の契約施設および大阪府社会保険協会の契約施設です。
- 『施設利用会員証』は、契約施設を利用される際、1グループにつき1枚提示していただくことでご利用いただけます。ただし、『湯快リゾート』は、1枚の提示で6名まで
『関西サイクルスポーツセンター』は、1枚の提示で5名まで
『かんぼの宿』は、1枚の提示で3名まで
のご利用となります。
- 『施設利用会員証』は、事業所名を必ずご記入のうえご利用ください。
- 他の割引サービスとは併用できません。
- 有効期限の過ぎた『施設利用会員証』は利用できません。
- その他ご不明な点があれば、大阪府社会保険協会までお問い合わせください。

お申し込み先 (一財) 大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013